

令和7年度「田からもの」逸品開発支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等の開発意欲を助長し、地域産業の振興を図るため、新商品開発事業等に取り組む町内の中小企業等に対し、予算の範囲内で「田からもの」逸品開発支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に本町において新商品開発事業等に取り組む者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に本店又は主たる工場等を有する法人、団体又は個人。ただし、法人の場合は、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業。）に限る。

(2) 前号に掲げる者が構成員の3分の2を占める団体等

(3) その他町長が適当と認める者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表のとおりとし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 国、県及び町等から交付を受ける他の補助金等と重複する経費は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度「田からもの」逸品開発支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 町税の直近の納税証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助事業内容の変更等)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その内容を変更し、又は取り下げしようとする場合は、令和7年度「田からもの」逸品開発支援事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の配分の変更をしようとする場合で、その配分変更の額が補助対象経費の2割を超えないときは、この限りでない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和7年度「田からもの」逸品開発支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 事業実施状況報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書等の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は

令和 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第 7 条 町長は、前条の規定に基づく報告によりその内容が適当と認めた後において、補助金の交付請求があったときは、請求を受けた日から 3 0 日以内に交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 8 条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

2 補助事業により取得した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合においては、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付するものとする。

(書類の保管)

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、交付に係る証拠書類を、交付年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

対象事業	対象経費	補助率等
新商品開発支援事業	・新商品（※）開発のために要する材料費、外注・委託費（※※）、研究・開発、成分分析費、新商品製造に必要な機械機器導入経費（ただし、自動車等の汎用性が高い機械機器を除く。） ※市場にはないもの又は既存商品とは著しく異なる使用価値を有するもの ※※外注・委託費は補助対象経費総額の1／2を上限とする。	補助対象経費の2／3以内（上限額50万円） ※一申請者に対して、補助金の交付は一年度に付き1回までとする。
商品品質向上支援事業	・商品の成分分析調査等に必要な経費 ・商品の調査等に必要な機器の導入費	補助対象経費の1／2以内（上限額20万円） ※一申請者に対して、補助金の交付は一年度に付き1回までとする。
商品パッケージ・商品PR用素材製作支援事業	①商品パッケージ及び商品シール（既存商品のリニューアルも含む。）製作委託費 ②商品PRのための写真又は動画撮影の製作委託費	①補助対象経費の1／2以内（上限額20万円） ②補助対象経費の1／2以内（上限額10万円） ※同一商品に関する助成については、1回限りとする。

※消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

※人件費、交際費、慶弔費、飲食費及び親睦会費は、補助対象経費としない。

※交付決定前に支払いしたものについては、補助対象としない。